

## 国際関連情報 国際会議等

# 企業会計基準委員会と国際会計基準 審議会との第13回共同会議の概要

研究員 おかもと たけひろ  
岡本 健寛



## I はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は、2011年6月6日と7日に、東京で第13回の会合を行った。ASBJからは西川委員長、加藤副委員長、新井副委員長、都委員、野村委員とスタッフ等、IASBからはTweedie議長、Mackintosh次期副議長（6日のみ）、山田理事、McGregor理事、鶯地次期理事、Uptonディレクターが参加した。

以下、第13回会議の概要を紹介するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見である。

## II 全体のスケジュール

（スケジュール一覧は118頁を参照ください。）

## III 議事概要

### 1. ASBJ/IASB アップデート

冒頭、西川 ASBJ 委員長より、4月に当初予定していた共同会議について、震災の影響もあって開催が遅れることになったものの、非常に重要な会議と認識しており、今回無事開催できたことを喜ばしく思っているとの挨拶が行われた。Tweedie IASB 議長は、日本のアジア地域におけるリーダーシップを期待していると述べ、基準開発を取り巻く最近の状況について、両者の間でアップデートが行われた。

西川委員長より、ASBJにおける最近の状況として、日本における国際財務報告基準（IFRS）の適用状況、単体財務諸表に関する検討状況、非上場会社の会計基準などの説明が行われ、また、2007年8月の両者間における東京合意のこれまでの達成状況について説明がなされ、意見交換が行われた。その主な内容は、次のとおりである。

➤ 日本における IFRS の適用状況

日時	議題	主な内容
6月6日 午前	ASBJ/IASB アップ デート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最近の作業計画、日本における国際財務報告基準（IFRS）の適用の方向性（ASBJ）</li> <li>● FASB との間のコンバージェンス作業の進捗状況（IASB）</li> <li>● 東京合意の達成状況</li> </ul>
午後	金融商品 （ヘッジ会計）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その他の包括利益を通じて公正価値で測定する（FVTOCI）資本性金融商品のヘッジの適格性</li> <li>● 公正価値ヘッジの表示</li> <li>● ヘッジの有効性、リバランシング及びヘッジ会計の中止</li> <li>● オープンポートフォリオのヘッジ（マクロヘッジ）他</li> </ul>
	リース	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 借手及び貸手の会計モデル</li> <li>● 更新オプションの会計処理</li> <li>● その他－市場関係者から寄せられた懸念事項</li> </ul>
	IFRS の解釈に 関する問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● IFRS の適用及び解釈に関する問題点への対応</li> </ul>
6月7日 午後	保険契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 割引率の変更の影響</li> <li>● 非金融変数の変更の影響</li> <li>● 修正アプローチの適格要件</li> </ul>
	収益認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財及びサービスの移転の決定</li> <li>● 顧客の買戻請求権（プット・オプション）</li> <li>● ライセンス契約</li> <li>● 取引価格の算定</li> </ul>
	金融商品 （減損）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後の検討の方向性について</li> </ul>

IFRS を既に適用している企業を紹介し、東証の調査では、97 社の企業が適用に向けた準備を開始していることが紹介された。

➤ 単体財務諸表と非上場会社の会計基準  
日本における単体財務諸表のコンバージェンスの取扱いの問題や非上場企業における会計基準の取扱いが説明された。

➤ 東京合意の達成状況  
東京合意の、短期コンバージェンス・プロジェクトとその他のコンバージェンス・プロジェクトのそれぞれについて、最新の達成状況が説明された。

また、この6月末で東京合意の期日を迎えるに際し、両者は、コンバージェンスの取組みを

今後も継続し、さらに緊密な関係を築きあげることが必要であると合意した。なお、東京合意の達成状況については、ASBJ のウェブサイトに掲載のプレス・リリースを参照いただきたい<sup>1)</sup>。

これに加え、ASBJ の企業結合ステップ2と無形資産の今後の予定や連結に関するコンバージェンスの予定、及びIASB の金融資産の減損や非継続事業に関して、意見交換が行われた。

## 2. 金融商品（ヘッジ会計）

今回の共同会議では、ヘッジ会計に関して以下の5つの論点について意見交換が行われた。

(1) FVTOCI の資本性金融商品のヘッジの適格

1 「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会が、東京合意における達成状況とより緊密な協力のための計画を発表（第13回会合）」

[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/press\\_release/overseas/pressrelease\\_20110610.jsp](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20110610.jsp)

性

- (2) 公正価値ヘッジの表示
- (3) ヘッジの有効性、リバランシング及びヘッジ会計の中止
- (4) オープンポートフォリオのヘッジ（マクロヘッジ）
- (5) 米国財務会計基準審議会（FASB）とのコンバージェンス

#### (1) FVTOCI の資本性金融商品のヘッジの適格性

2011年4月のIASB会議において、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品（FVTOCIの資本性金融商品）もヘッジ対象として指定できるとの暫定決定がなされている。

この暫定決定についてASBJ側からは、自己資本比率規制の順守等の目的でFVTOCIの資本性金融商品の価格変動リスク（特に価格下落リスク）をヘッジしたいと考える企業にとって、より適切にその企業のリスク管理を財務諸表に反映することができるという点からこの決定を支持するとの発言がなされた。

一方、IASB側からは、日本以外の地域においてIASBが意図していなかった商品をFVTOCIに区分している事例が見られること、ヘッジ会計のむやみな拡大への懸念、及びFVTOCIの資本性金融商品のヘッジ適格性に反対しているボードメンバーも少なくない（当該暫定決定は8対7の僅差で決定されている）ことから、この商品のヘッジ適格性については再度見直しが行われる可能性もあるとの発言があった。

#### (2) 公正価値ヘッジの表示

2011年4月のIASB会議において、公開草案で提案された公正価値ヘッジの表示方法（ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値変動の影響をす

べてOCIに表示し、ヘッジ対象の公正価値変動による影響は別個の資産負債として表示）を取り下げて、現行のIAS第39号「金融商品：認識及び測定」での公正価値ヘッジの表示方法を維持する旨を暫定決定している。

この暫定決定についてASBJ側からは、OCIに分類すべき項目が未だ明確にされていないこと、ヘッジ対象の公正価値変動により計上される資産負債は資産負債の定義を満たさないこと等から、公開草案の提案を取り消して現行のIAS第39号の表示方法とする決定を支持する旨の発言があった。

IASB側からは、公開草案の提案を支持する根拠としては、1つの資産負債項目に複数の測定属性が混在することを避けるというものがあり、また提案に反対する意見の根拠には、資産負債項目をむやみに増やすと財政状態計算書の明瞭性が損なわれるとの意見があったということが説明された。

#### (3) ヘッジの有効性、リバランシング及びヘッジ会計の中止

2011年6月のIASB会議において、企業のリスク管理戦略とリスク管理目的の関係、ヘッジ会計のリバランシング及びヘッジ会計の中止についての議論が行われているが、ASBJ側からは、現行のIASBの考え方は、それを実際に適用する上で不明瞭な部分が存在するため、それらの関係をより一層明確化する必要があるとの指摘がなされた。具体的には以下のような提案が示された。

- まず企業のリスク管理方針によりヘッジ対象の量が決定され（ステップA）、そのあとヘッジが有効となるようヘッジ比率（ヘッジ手段の量）が決定される（ステップB）という2ステップアプローチを採用すべきである。
- リスク管理方針は主としてステップAに、ヘッジの有効性判定は主としてステップB

に関連することを基準書上明記すべきである。

➤ ヘッジ会計のリバランスや中止の要件は、リスク管理方針が変更されたか否か（ステップ A）とその他の有効性要件が引き続き満たされているか否か（ステップ B）の 4 とおりの組み合わせで定義すべきである。

これに対して IASB 側からは、提案された内容も踏まえ、検討を継続するとの回答があった。

#### (4) オープンポートフォリオのヘッジ（マクロヘッジ）

ASBJ 側からは、現在の公開草案との整合性を確保するという観点や多くの企業が採用しているポートフォリオ単位でのリスク管理が考慮されていないヘッジの会計基準では、その意義が限定されるという観点から、オープンポートフォリオのヘッジ会計も速やかに開発されるべきとの意見が述べられた。

それに対して IASB 側からは、オープンポートフォリオのヘッジ会計を抜きにしても、公開草案が非金融資産・負債についても適用対象としていることもあり、特に非金融業の企業に対しては有意な基準となると考えているとの説明があった。また、オープンポートフォリオのヘッジ会計も企業のリスク管理をベースとしたものとする予定であり、また、整合性の確保にも留意するとの発言があった。

#### (5) FASB とのコンバージェンス

ASBJ 側から、ヘッジ会計は MoU プロジェクトの一つであり、速やかにコンバージェンスが達成されることを望むとの発言があった。

これに対して IASB 側からは、IASB のモデルは企業のリスク管理を重視したものであるが、FASB はこれにより多くの制限を加えるべきと考えているようである。企業のリスク管理を重視したモデルは多くの関係者からの支持を得ているが、規制当局等からはそのモデルに懸念を

表明する意見もあり、一部は誤解から来ているものではあるが、それらの懸念を解消する必要があると考えているとの発言があった。

また ASBJ 側からは、ASBJ としては企業のリスク管理をベースとした IASB のモデルを支持しており、FASB が IASB に歩み寄ることを期待しているとの発言があった。

### 3. リース

IASB は、FASB と共同で、2011 年 1 月以降、リースに関する公開草案に対する再審議を行っており、公開草案の提案を大きく変更する暫定決定も行われている。このような IASB における再審議の状況について、(1)借手及び貸手に関する会計モデルと(2)更新・解約オプションの会計処理に関して議論を行い、さらに、(3)我が国の市場関係者から寄せられているさまざまな懸念について紹介し、意見交換を行った。

#### (1) 借手及び貸手に関する会計モデル

##### ① 借手の会計処理

借手の会計処理について、IASB では、関係者から寄せられた懸念に答えるべく、使用権に係る資産・負債を認識しつつ、定額の損益認識パターンとなる種類のリースを設けることを検討していたが、2011 年 5 月に、そのような種類のリースを設けず、公開草案の提案どおり、単一の使用権モデルに基づくリースのみとすることを暫定決定している。

ASBJ 側からは、これについて、一部のリースに定額の損益認識パターンを設ける考え方もリース会計上採り得るものと考えているものの、IASB で検討されていた年金償却やその他の包括利益を用いたアプローチは過度に技術的であり、このようなアプローチを採らないとする暫定決定は理解可能なものと考えているとの意見を述べた。定額の損益認識パターンを設ける必要が高いのであれば、むしろ例外的に、割引計

算を求めない範囲を拡張して対処する方がよいのではないかとの意見が述べられた。

IASB 側から、この問題については相当な時間を費やして議論したものの、概念的かつ説得的な対処策を見出せず、公開草案の提案どおりとすることになったこと、また、利用者のニーズには開示や損益項目の分解などによって対処することになるだろう、といった説明があった。また、割引計算をしない方法については、貸借対照表上の測定属性として正当化が困難である、元利均等払いでなければ、結局、調整計算が必要となるといった問題が生じる、との意見があった。

また、関連して IASB で検討されていた論点として、短期リースの取扱いについて、ASBJ 側から、その範囲を狭めようとしているのか、拡張しようとして再検討しているのか、確認を求めた。IASB 側からは、意見が分かれているとの回答がなされ、また、短期リースの取扱いを削除し、重要性に関する何らかのガイダンスを設けるか、期間の長さについてカットオフを置くかといった議論も行っている、との説明があった。

## ② 貸手の会計モデル

貸手の会計処理について、IASB では、公開草案で提案していた複合モデル（認識中止アプローチと履行義務アプローチの併用）の再検討が行われており、IASB の支持が多い単一の認識中止アプローチとする案の検討も行われている。

ASBJ 側から、この点について、貸手の会計処理は収益認識の問題であり、リース取引の中には、初日の損益を認識すべきものとそうでないものがあると考えていること、したがって、単一の認識中止アプローチのみとし、初日の利益を常に認識するようなアプローチについては賛成できない、との意見が述べられた。貸手には原資産の引渡しのほか、原資産をリース期間

にわたって借手に使用・収益させる義務もあり、そのような義務を全く無視して引渡し時に常に利益を認識するといったアプローチは必ずしも経済的実態を忠実に表わさない場合があるとの意見が述べられた。また、貸手の収益認識との関連で、例えば、リースとライセンスなど、類似した取引の取扱いが、プロジェクトによって異なる方向で検討されているように見え、不整合な取扱いとならないよう、できるだけ両者で整合を採るべきであると説明がなされた。

IASB 側からは、現在、IASB のスタッフが検討している新たな単一の認識中止アプローチの提案概要が示された。そこでは、すべてのリースについて、リース開始時に貸借対照表上の原資産の認識を中止し、債権と残存資産を認識するとしつつ、残存資産の測定について次のような2つの適用の仕方を考えているとの説明があった。

- (a) 残存資産をコスト又は公正価値で計上し、初日の利益を認識する。
- (b) 残存資産を信頼性をもって測定できない場合、残存資産を帳簿価額の差額として計算し、初日の利益を繰り延べる。

一定の場合に利益を繰り延べる案であり、ASBJ 側の考えと概念的な相違があるかとの質問があった。

ASBJ 側からは、結果は同じになる可能性もあるが、利益を繰り延べる場合に、どこに繰り延びを設けるのが問題であると述べた。これに対して、IASB 側からは、スタッフ案の段階でまだ議論していないが、原資産の公正価値の測定に不確実性がある場合を想定しているとの説明があった。また、IASB 側の別の参加者から、この取扱いが、概念的な裏付けのあるものか、収益認識に対する制約といった実務上の便宜からのものかという点は重要であり、FASB の一部のメンバーが主張するように、契約には引渡しという部分的な履行の要素のほかに、未履行

の要素も依然存在するという考えもあり得るのではないかとの意見もあった。また、IASBとFASBでも依然、意見の相違が見られる論点であるとの説明があった。

### ③ 再公開の必要性

前述のように、IASBとFASBは、借手と貸手の会計処理に関して、公開草案の提案を相当多岐にわたって再検討している。

ASBJ側から、このような再検討の状況について、会計処理やその根拠となる考え方について、公開草案と大きく異なるモデルが提案される可能性もあるとし、その場合には、提案内容の再公開も検討すべきである、との意見が述べられた。

IASB側からは、再公開に際しては所定の規程があり、例えば、認識中止アプローチを採るのであれば、確かに再公開が必要となるであろうと述べられた。また、関係者の求めに応じて変更した性質を考慮し、再公開しないという決定がなされれば、スタッフドラフトをウェブサイトに掲載意見を聞く場合もある、との説明がなされた。

## (2) 更新オプションの会計処理

リース期間の見積りに際しての更新オプションの取扱いについて、IASBは、2011年2月に、公開草案の提案を見直し、借手が更新オプションを行使する重要な経済的インセンティブがある場合に当該オプション期間をリース期間に含めるとすることで暫定決定している。

これについて、ASBJ側から、公開草案の提案を変更し、より堅実な水準でオプションを考慮しようとする方向性には同意できるものの、「重大な経済的インセンティブがある場合のみ」考慮するという提案は、何がインセンティブに当たるか、また、インセンティブがあるとした場合、何年間リースが継続されることになるかという判断は依然難しく、その運用可能性

について懸念していると述べられた。そのうえで、このような用語を用いるよりも、高い蓋然性の閾値（公開草案の提案よりも高い閾値で、かつ、“reasonably assured”よりは低い蓋然性の閾値）を用いる方法を支持しているとの意見があった。

IASB側からは、高い蓋然性の閾値についても同様の運用可能性の問題が生じ得ると考えており、提案している閾値が具体的にどういったものとなるか分かりづらいとの意見があった。また、重要な経済的インセンティブの概念を採用したのは、それを用いることで、取引の経済性に焦点を当てて判断することができ運用可能なものとなると思ったことによる、との説明があった。誰もがオプションが行使されるであろうと考える状況を捉えるためのものであるが、いずれにしても線引きは難しく、結局は、提案のような閾値が用いられることもない訳ではない、といった意見があった。

## (3) 市場関係者から寄せられた懸念事項

2010年12月、ASBJは、IASBのリースの公開草案で提案されたモデルと我が国の会計基準との比較整理を行い、モデルに対する意見と今後の我が国の会計基準の方向性について我が国の関係者から意見を求める論点整理を公表している。当該論点整理に対しては、多くの我が国の関係者（作成者、監査人、利用者）からフィードバックが寄せられており、前述の項目以外で、かつ、懸念の大きい以下のような領域の項目について、主な意見を紹介し、意見交換を行った。

- ① 不動産リース（不動産賃貸借の忠実な表現は賃貸借処理である、当初過大となる収益認識パターンは適切でないといった意見、など）
- ② 短期リース（コスト負担への懸念やオプション期間を考慮すべきでない、開示を求めることによる負担への懸念、など）
- ③ リースの定義及びサービスとリースの区別

(定義を明確化すべき、サービス部分の金額的重要性が高い場合には、リースでなく、資産計上を不要とすべき、など)

IASB 側からは、これらの意見には対処が難しいものもあり、不動産を除外することは現実的ではないと考えているといった意見などがあった。ASBJ 側からは、必ずしもすべての意見が ASBJ としての意見ではないものの、上記の不動産リースに関する意見については、日本で IAS 第 40 号「投資不動産」と同じモデルはないものの、公正価値の注記は既に求められており、そのような注記があれば、リース基準の範囲から除外すべき、という主張と理解している、と説明された。

#### 4. IFRS の適用及び解釈に関する問題点への対応

ASBJ では、市場関係者とともに IFRS の任意適用にあたっての IFRS の解釈上及び実務上の検討課題に関する支援を行っている。日本全体に影響があるような IFRS の解釈上及び実務上の重要な問題が生じた場合、ASBJ は市場関係者の意見を集約して、必要に応じて、IASB に相談することとしている。

これまでいくつかの案件について相談を行ってきたが、そのうち、特に固定資産に関する IFRS の実務上の課題については、2010 年 11 月に、「減価償却と IFRS」と題した教育文書が IFRS 財団から公表されている。本セッションの冒頭では、ASBJ 側から、IFRS の任意適用に際して、この教育文書は、日本の市場関係者にとって非常に有意義な文書であるとし、感謝の意が伝えられた。また、ASBJ と IASB との間で、引き続きこのような IFRS の解釈上及び実務上の検討課題に対処するために協力を行うことが確認された。

また、日本において、直近で生じている関心の高い IFRS の解釈上及び実務上の検討課題を

ASBJ 側から挙げ、説明し、それについての意見交換を行った。

#### 5. 保険契約

冒頭、ASBJ 側から、IASB の保険契約の公開草案に関して、保険契約負債の期待現在価値に基づく測定を支持するが、割引率変更から生じる保険負債変動を直ちに純損益に認識することによるボラティリティを懸念する旨説明し、ボラティリティに係る 2 つの論点、(1)割引率の変更の影響、(2)非金融変数の変更の影響と、最近の IASB と FASB の議論の中から、(3)修正アプローチの適格要件を挙げ、計 3 つの論点について意見交換を行った。

##### (1) 割引率の変更の影響 (OCI の使用)

公開草案では、割引率の変更から生じる保険負債の変動について、純損益に表示することが提案されている。しかしながら、再審議における直近の IASB のスタッフの提案では、当該変動について OCI に表示することも会計上のミスマッチの解消の観点から許容することが提案されている。

ASBJ 側からは、この IASB のスタッフからなされている提案を強く支持しているものの、純損益の業績指標の有用性確保、及び財務諸表の比較可能性維持の観点から、会計上のミスマッチ解消という条件を設けずに OCI 使用を要求すべきと考えており、また、OCI を使用としても、引き続き、資本において、会計上のミスマッチが残る点についても懸念しているとの説明がなされた。

IASB 側からは、主に以下のようなコメントがあった。

➤ 持分証券に大きく投資している場合、OCI の使用を要求すれば、逆に純損益のボラティリティが増加し財務諸表の理解可能性を損なうおそれがある。

- IFRS 第9号「金融商品」では、会計上のミスマッチに対応するための選択肢として、資産側に公正価値オプションが用意されているが、これで十分ではないか。
- IASBの保険ワーキンググループでも、資産・負債を現在価値で測定し、一部の要素をOCIで相殺しボラティリティに対応すべきという強いメッセージを受けている。いずれ審議する予定であり、保険負債を担保する資産（担保資産）を定義する必要があるが、それが難しい。負債にのみ偏ったOCI使用には懸念があり、資産と負債のパッケージで決定する必要がある。
- 純損益は保険ビジネスの業績指標であるという理由に納得していない。負債に対応した資産の運用手法の決定は経営層の判断であり、その結果も業績であろう。
- 資産側に売却可能有価証券（「AFS証券」）の区分を再度導入する可能性は低い。セカンドベストの方法はないか。
- 保険ビジネスの経済性を反映した理解しやすい基準を作るべきである。  
これに対しASBJ側からは、主に以下のようにコメントした。
- 公正価値オプションを適用すると、資産と負債の両方で金利変動の影響が純損益に反映される。これは保険会社の業績を隠し、結果として純損益の指標の有用性が損なわれ、利用者には有用な情報をもたらさない可能性がある。OCIの使用を要求することで、経済的ミスマッチをOCIの中で見る一方、純損益の指標の有用性が確保される。
- IFRS 第9号の再検討を求めるものではないものの、保険負債に対応する資産側についても何らかの対応が必要である。保険契約の基準の範囲内で担保資産に関する特定の規準を設けることも検討の余地があるであろう。AFS証券の区分と類似した規定を、担保資

産の大部分を占めると考えられる金利リスクを伴う資産、例えばIFRS第9号で償却原価測定される資産を対象に適用することも考えられる。

- 資産側に対する解決策について、現段階では統一した見解を持ち合わせていないが、保険負債の会計上のミスマッチを解消するために、金融商品会計全般に影響を及ぼすようなことは避けるべきである。

## (2) 非金融変数の変更の影響（残余又は複合マー ジンの取扱いを含む）

公開草案では、非金融変数の見積りの変更から生じる保険負債の変動についても、割引率同様に、純損益に表示することが提案されているほか、残余マージンは契約開始時に固定され、規則的な方法でカバー期間にわたり配分されることが提案されている。しかしながら、再審議におけるIASBのスタッフの提案では、残余マージンをアンロックし、上記変動について調整することが提案されている。

ASBJ側から、非金融変数の見積り変更から生じる保険負債変動に対応するために考え得る3つの方法を提示した（①残余マージンをアンロックし調整、②OCI表示、③純損益で即時認識）。最近のIASBスタッフ提案では①が示されていたが、ASBJ側からは、現時点では予備的に③を支持しているとの説明がなされた。

IASB側からは、主に以下のコメントがあった。

- ASBJ側が予備的に支持を示している方法は合理的である。残余マージンは初日の利得を排除するための単なる「プラグ」であり、複雑性は減らすべきである。
- 残余マージンをショック・アブソーバーと考える人もいる。好ましくない変動をまずは残余マージンで吸収し、残余マージンがなくなれば純損益に認識するという議論もある。

残余マージンは会計上の産物でしかなく、上記の考え方は理解できる。

### (3) 修正アプローチの適格要件

公開草案では、カバー期間がおおむね1年以下である等の条件を満たす保険契約に、修正アプローチの適用を要求することが提案されている。

ASBJ側から、簡便法の修正アプローチを要求し、原則法（ビルディング・ブロック・アプローチ）を認めないのは合理的ではなく、修正アプローチの適用は要求ではなく許容すべきであること、また、新契約費等IASBの他の暫定決定との整合性から、個別契約単位ではなく、ポートフォリオ単位で判断すべきであるとの現段階における予備的な見解の説明がなされた。

IASB側からは、主に以下のようなコメントがあった。

- ポートフォリオ単位とすると、重要な財務要素を含まないといえるかどうか懸念が生じる。
- 個々の契約期間が異なっても、商品の性格が同じ場合は、ポートフォリオ単位で判断すべきということと理解しているが、財務要素を考える場合、本来は、カバー期間だけでなく、保険金請求処理期間も考慮する必要があるであろう。
- ポートフォリオ単位の平均期間がおおむね1年程度の場合、相対的に長期の一部契約は重要性基準で判断すればよいと考える。
- 修正アプローチは許容でよいと考える。関係者からも多くの意見を受け取っている。修正アプローチは本来のモデルの代替的な手法と考えている。ただし、FASBは別個のモデルと考え、新契約費の繰延べ（いわゆるDAC（deferred acquisition costs））も検討しているが、モデルを複雑にしてしまう。これに対しASBJ側より、主に以下のように

コメントした。

- 重要な財務要素には固執していないが、適格要件はポートフォリオ単位で平均カバー期間が1年でよいと考えている。
- 修正アプローチを実務上の簡便法と捉えることは支持するものの、表示及び新契約費との関係について懸念している。

## 6. 収益認識

IASBは、FASBと共同で、2011年1月以降、収益の公開草案に関する再審議を行っており、公開草案の提案を変更する暫定決定も行われている。今回の会議では、この暫定決定の内容を踏まえ、(1)財及びサービスの移転の決定、(2)企業に対して無条件に買戻しを要求する権利が顧客に付されている場合、(3)ライセンス契約、及び(4)取引価格の算定について議論を行った。

### (1) 財及びサービスの移転の決定

#### ① 一時点の移転か連続的な移転かの決定

IASBでは、再審議の結果、企業が財及びサービスの両方の移転を約束している場合に、財及びサービスが別個の履行義務であればそのように会計処理し、そうでなければ財及びサービスの束をサービスとして会計処理しなければならないと暫定決定している。

これについてASBJ側から、事例を交えながら、財とサービスが区別できない場合においても、移転のパターンによっては一時点の移転とすべき取引もあるのではないかと懸念が表明された。その上で、財とサービスが区別できない場合に全てサービスとするのではなく、財及びサービスの束の移転のパターンに応じて一時点の移転か連続的移転かを判断すべきである、との提案がなされた。

IASB側からは、この提案に対して、持ち帰って検討したい旨の回答があった。

#### ② 未据付けの資材の進捗度の測定

IASBの暫定決定では、財がサービスと異なるタイミングで移転される契約（例えば、企業の据付前に顧客が資材を支配することになる契約）において、財とサービスが区別できずサービスとして会計処理される場合、企業が移転した財のコストと等しい金額で当該財についての収益を認識することにより進捗を測定すること（修正コストベースインプット法）が適当となる場合があるとしている。

これについてASBJ側から、企業がインプット法を採用した場合であっても、単に資材を移転することが履行義務の一部を充足するとはいえないため、資材を据え付けるまでは契約のコストに含めるべきではないとの意見が述べられた。この点について、現行のIAS第11号「工事契約」では、進捗度が累計発生原価を参照して決定される場合に、累計発生原価から除外される工事契約原価の例をあげており、提案モデルでも、インプット法においてこの考え方が維持されるべきであると、ASBJ側から提案がなされ、IASB側からも、当該提案について一定の理解が示された。

## ② 企業に対して無条件に買戻しを要求する権利が顧客に付されている場合

公開草案では、プット・オプションは「返品権付きの製品販売と同様に会計処理する」とされていたが、その後の暫定決定では、顧客が当初の販売価格より低い価格で売り戻す無条件の権利を有し、顧客にその権利を行使する重要な経済的インセンティブがあれば、売戻額と当初販売額との差額は事実上その期間にわたる使用权に対する顧客の支払であり、企業はその契約をリースとして取り扱わなければならない、と取扱いを変更している。

これについてASBJ側から以下のコメントと提案がなされた。

➤ 暫定決定の問題点として、①企業が販売時

点で顧客にその権利を行使する重要なインセンティブがあるかどうかを判断することは困難であることと、②プット・オプション付きの販売契約と購入オプション付きのリース契約では、オプションを行使するまでの顧客の資産に対する権利が異なっていることが挙げられる。

➤ リース基準の取扱いは検討中のものであり、現段階で、プット・オプションをリース基準の対象とすることは適当ではなく、収益基準とリース基準における貸手の取扱いが整合するように検討を行うことが望ましい。

IASB側から、まず、企業が資産を買い戻す条件付の義務を有している場合にリースとすべきか販売とすべきかについて明確に区別することは非常に難しい問題であるが、重要な経済インセンティブがある場合に低い価額で企業が買い戻さなければならないという事態はリース取引にあたることの認識が示された。しかし、その後の意見交換の中で、買戻時の市場価格が高い場合でも、顧客は特に資金を失う訳ではないため、そもそも買戻しが要求されることを想定することが妥当かどうかという論点が生じた。本件については持ち帰って検討したい旨がIASB側から示された。

## ③ ライセンス契約

IASBの暫定決定では、独占的か非独占的かで区分する公開草案の提案に替えて、顧客が権利に対する支配を獲得する（利用して便益を得る）時点で企業が充足する履行義務が生じる、としている。

これについてASBJ側から、基本的には、暫定決定の内容に賛成するが、独占的か非独占的かの線引きを取り除くことによって経済的実態がかえって表されない場合があるため、「契約が解約可能であり、顧客が使用期間に応じて対価を支払う場合には、契約期間が定められてい

るかどうにかかわらず、企業は連続的に収益を認識すべきである」といった趣旨の文言を暫定決定に追加すべきである、との提案がなされた。

IASB 側からは、まず、未履行契約と区別するため、解約時のペナルティの存在が収益認識基準の前提であるとの説明がなされた。その上で、映画フィルムの上映権（相手が支払を回避でき、高い程度の不確実性が存在するため初日に売上全額を認識することができない）を例に挙げ、不確実性を理由として収益認識を留保すべきという ASBJ の懸念については、その例と同様の考え方で対処することができるのではないかという見解が示された。

#### (4) 取引価格の算定

##### ① 変動対価

IASB の暫定決定では、変動する対価を最もよく予測する、確率加重による金額か最もありそうな金額かのどちらかを用いて、変動対価を見積るとしている。そして、その金額が「reasonably assured」でないという状況でない限り、企業は充足した履行義務に配分された金額で収益を認識する、としている。

これについて ASBJ 側から、顧客が契約を破棄することなく追加的な対価を避けることができるような場合に収益認識を制限することには賛成するが、当該制限をこのようなケースに限定すべきではなく、むしろ、顧客又は第三者の将来における活動が条件となっている対価については、対価の不確実性が解消されるまで収益を認識すべきではないとの意見が示された。

IASB 側からは、収益認識基準では不確実性の存在で認識を制限することになっているが、第三者の将来の活動が条件となる対価の例である保険会社のコミッションのケースについては、保険契約プロジェクトの焦点が負債の測定であるため、キャッシュ・フローの不確実性をむしろ

測定で捉えることになっており、不整合が生じているのは理解しているとの説明がなされた。また、今回のように特定の事象の発生によって線を引くのではなく、特定の事象が発生しない（顧客が何かを行わない）ことで線を引く考え方もあるかもしれないが、どちらの視点が絶対的に正しいかを判断することは困難であるとの見解が示された。

##### ② 信用リスク

公開草案では、取引価格に顧客の信用リスクを反映する（収益から減額する）としていたが、その後の暫定決定では、信用リスクは取引価格の測定には反映せず、予想される減損損失について引当を認識し、収益の控除項目（contra revenue）として表示する、とされている。

これについて ASBJ 側から、信用リスクの取扱いについては日本においても関心の高いテーマであり、今回、暫定決定を含む3つのアプローチについて分析を行った旨の説明がなされた。その分析の結果、暫定決定に従ったとしても、信用リスクが収益の控除項目となるのは移転と支払の間隔が1年内か、1年を超えるが重大な財務要素が含まれない場合かのいずれかであり、そもそもそのような場合には信用リスクは重要ではないため、結果的に現行の減損損失処理と類似するのではないかという説明がなされた。

IASB 側からはまず、暫定決定の根拠は、初日の売上は総額となるべきだが、製品の品質と顧客の質を分離して欲しいという関係者の要望に沿うことと、現行 IAS 第 18 号「収益」の信用リスクを取引価格に反映すべきという概念を引き継ぐことの2点であるとの説明がなされた。その上で、実務では IAS 第 18 号はそのように理解されておらず、悩ましい問題であることは確かであるとの説明がなされた。

#### 7. 金融商品（減損）

IASB 及び FASB は、2011 年 1 月に公表さ

れた補足文書（SD）に対して寄せられたコメントも踏まえて、共同で新たな減損モデルを検討している。SD に対しては、①グッド・ブックの減損について2つの計算が求められるため実務的な負荷が大きい、②「予見可能な期間」を各国の当局が独自に決定してしまうおそれがある、という2つの批判が大きかった。今回の会合では、現在検討中のモデルの今後の方向性について意見交換が行われた。

### (1) 全般的事項

IASB 側からは、現在検討されている方向性として次のような説明があった。

- 方向性として、新たにミドル・ブックという概念を導入し、IAS 第 39 号の発生損失モデルで利用されているような指標を利用しつつも、損失認識の要件として（遅れの要因とされた）「減損の客観的な証拠があること」といった制約は設けないアプローチを検討している。
- 例えば、特定の業種で業績悪化を示唆するような事象（例：大量の解雇）が生じていれば、そうした業種向け貸出をポートフォリオとしてミドル・ブックに抜き出したうえで、「予想されるが報告されていない（expected but not reported）」損失を引き当てることが想定されている。
- 一部のソブリン債について信用懸念が生じていることもあり、新たな減損モデルの確立は緊急性の高い問題であると認識しているが、公開草案の再公開は避けられないと考えている。

### (2) 個別事項

以上の全般的な説明に対して、ASBJ 側からは、金融資産の信用の質に応じたブックを設けるという全般的な方向性については理解が示されるとともに、次の点について、質問があった。

- 現在検討中のモデルは、貸出の初期に貸倒が多く発生するパターンにどのように対応しているのか。
- SD においては、グッドとバッドの区分は企業のリスク管理に基づくことが想定されていたが、グッドとミドルの区分は会計基準として指標を定める方向か。

これに対して、IASB 側からは、次のような考え方が示された。

- 第1の点については、理論的には、①グッド・ブックの中で、そうした貸出に対してのみ損失認識のペースを変えるという方法と、②そうした貸出金をミドル・ブックのような別の区分に移し替えたうえで対応するという2つの方法があり得る。
- 第2の点について、多少の変更はあるかもしれないが、IAS 第 39 号で用いられているような指標を利用して、グッドからミドルへの移行を定めることを想定している。ただし、「客観的な証拠」の制約を取り除くことで、これまでよりも（ミドルへの移行は）容易になると考えている。

## IV 次回の予定

2011 年第 4 四半期にロンドンで開催する予定である。